

【NEWS RELEASE】2026年4月16日
株式会社KADOKAWA**映画などの文字抜き出しサイト運営者に有罪判決**

株式会社KADOKAWA（本社：東京都千代田区、取締役 代表執行役社長 CEO：夏野剛、以下 当社）は、当社を含む製作委員会が著作権を有するアニメ『オーバーロードⅢ』について、その作品内に描かれているストーリー全体の克明な内容を権利者に無断で文字起こし、関連画像と合わせた記事をサイトに掲載していた運営サイトの運営者に対して、CODA（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）の協力のもと、東宝株式会社とともに著作権侵害の刑事告訴をしておりました。（以下、本事案）

そしてこのたび、本事案について、著作権法違反の疑いで宮城県警察本部および登米警察署に逮捕・起訴された会社経営者の男性に対し、4月16日、東京地方裁判所で開かれた公判において、拘禁刑1年6カ月（執行猶予4年）、罰金100万円を併科する有罪判決が言い渡されました。

男性は、2023年1月～2024年2月の間、当社を含む製作委員会が著作権を有するアニメ『オーバーロードⅢ』の作品内に描かれている登場人物の名称、セリフ・動作、情景、場面展開などのストーリー全体の克明な内容を、外部ライターに委託等して権利者に無断で文字起こし、関連画像と合わせた記事をサイトに掲載し、多くのアクセスを集めることで広告収益を不当に得ていました。

本事案は、CODAが被害権利者の取りまとめを行い、宮城県警察本部および登米警察署の迅速な捜査により摘発に至りました。捜査の結果、会社経営者の男性が、営利目的で組織的に当該サイトを運営していたことが明らかになっています。

なお、同様に逮捕・起訴されたライターの男性については、2025年7月16日に罰金50万円の有罪判決が言い渡され確定しています。一方、サイト運営を継続していた会社経営者の男性は、公判において起訴内容を否認し、全面的に争う姿勢を示していました。

本判決を受け、当社は総合エンターテインメント企業として、作品が適切に保護され、文化として発展していくことの重要性を、改めて強く認識しております。クリエイターの経済的利益が守られ、ファンの皆さまが正当なプロセスでコンテンツを楽しめる環境の整備に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

なお、本事案は営利目的で行われた著作権侵害に対するものであり、ファンの皆さまによる日常的な感想のシェアや交流などの活動を制限するものではありません。当社は、これからも皆さまと作品を盛り上げ、共に歩んでいける関係でありたいと願っております。

今後とも、関係者ならびにユーザーの皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。

■CODAについて

CODA（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）は、2002年に日本コンテンツの海外展開の促進と海賊版対策を目的として、経済産業省と文化庁の呼びかけで設立されました。音楽、映画、アニメ、放送番組、ゲーム、出版などの日本が誇るコンテンツは、日本の国際プレゼンス向上や経済成長の一翼を担っています。デジタル技術の普及が進む今日、巧妙化する著作権侵害から日本のコンテンツ産業を守り、その発展を図ることが一層重要になっています。その中でCODAは、国内外の関係政府機関、団体、企業と叡知を結集し、権利侵害への直接的、間接的な対策や広報啓発活動などに取り組むことで、オンラインを含めた海賊版の抑止や摘発に貢献しています。具体的な事業内容は<https://coda-cj.jp/activity/>から。

■株式会社KADOKAWAについて

出版、アニメ・実写映像、ゲーム、Webサービス、教育・EdTechなどの事業を展開する総合エンターテインメント企業です。世界中から才能を発掘して多彩なIP（Intellectual Property）を創出し、さまざまなメディアで展開。創出したIPをテクノロジーの活用により世界に届ける「グローバル・メディアミックス with Technology」戦略を掲げ、IP価値の最大化を推進しています。

<https://group.kadokawa.co.jp/>

以上

【本件に関する報道関係からのお問合せ先】

株式会社KADOKAWA 広報部 pr-dept@kadokawa.jp

<https://group.kadokawa.co.jp/>